

平成 21 年 6 月 20 日現在

研究種目： 基盤研究（C）
 研究期間： 2006～2008
 課題番号： 18530221
 研究課題名（和文） 福祉ガバナンスにおける社会的企業と公共部門の役割分担に関する研究
 研究課題名（英文） Research on the division of roles between public sector and social enterprise in the field of social service

研究代表者
 北島 健一（KITAJIMA KENICHI）
 松山大学・経済学部・教授
 研究者番号： 60214798

研究成果の概要：

わが国での社会的企業に関する議論は、社会起業家の個人的功績や「ビジネス」の側面を強調する傾向があり、社会的企業を支える公共政策のあり方にまで言及することはほとんどない。本研究は EMES 研究グループの「社会的企業と公共政策との関わり」という視角から、韓国の社会的企業や日本の障害者雇用に取り組む社会的企業について調査研究を行った。その結果、社会的企業を市民社会側と政府側からの多様なロジックの交錯する場として捉え、それらのロジック間の摩擦を解決していく中で望ましい公共政策を形成していくのが適切であるとの結論に達した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,100,000	0	1,100,000
2007 年度	800,000	240,000	1,040,000
2008 年度	1,500,000	450,000	1,950,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	690,000	4,090,000

研究分野： 社会科学

科研費の分科・細目：経済政策・社会保障

キーワード： 社会的企業, NPO, サードセクター, 自立支援, 社会的排除

1. 研究開始当初の背景

近年、ヨーロッパやアメリカに次いで、わが国でも社会起業家や社会的企業という用語がアカデミズムやマスメディアの世界で語られる機会が増えている。いずれの国でもこれらのタームは、非営利組織が社会問題

の解決にあたり、活動収入を公的な補助金よりも事業収入に頼る傾向を示し始めているという現象と関わって用いられている。ところが、アメリカの議論では、NPO と一般の企業とがお互いに接近し始め、両者の特徴を兼

ね備えるような組織が生まれつつあると捉えるのに対して、ヨーロッパではNPOと協同組合とのハイブリッド的な組織が生まれつつあると捉える。わが国の議論は前者のアメリカの議論の影響が強くて、ともすればビジネスの側面が強調され、あたかも社会的企業が公的支援の仕組みもなしに事業収入だけで立ち立っているかのようなイメージが醸し出されている。しかし、実際には社会的企業は、いずれの国でも政府の福祉改革や雇用プログラムと関わって発展してきており、社会的企業は来るべき福祉社会における公共部門と社会的企業との役割分担の問題を提起していると考えられる。

2. 研究の目的

本研究では社会的企業を、なんの公的な施策あるいは制度とも無関係に、社会起業家がある社会的課題にイノベティブに取り組むことから生まれてくる事業体として捉えたり、あるいはまたサードセクター組織による自発的な活動の中から生まれてくる事業体として捉えたりするのではなく、ヨーロッパのEMESグループによるアプローチを採用し、むしろ公共政策との深い関わりの中で登場してくるものとして捉える。この視角から、

(1) まず、全体の基礎的な作業として日本の社会的企業の類型化を考える。その上で、典型的なケースの実態調査を始める。

(2) 日本の社会政策の中で、社会的企業がどのように位置付けていくことができるのか、最近の「社会的排除／包摂」に関する研究を材料に検討する。

(3) ガバナンス論の視点から、社会的企業の提起している「公共部門と市民セクターとの新たな関係」を検討する。

3. 研究の方法

以上のような研究目的を達成するために、本研究では次のような方法の下に研究を行ってきた。

(1)ヨーロッパのEMESグループの社会的企業論を、「社会的企業の類型化」ならびに「社会的企業と公共政策との関わり」という観点から再検討した。また、研究期間中に、韓国で社会的企業育成法が制定されるという新たな事態が生じたので、急遽、研究計画を一部修正して韓国の現地調査を行い、「社会的企業と公共政策との関わり」という論点を韓国のケースにも当てはめて検討した。

(2)以上の検討と並行して、日本の社会的企業の類型化を検討し、同時に、調査対象としてふさわしい分野の社会的企業を確定し、「社会的企業と公共政策との関わり」という視点に留意して実態調査を始めた。具体的には、滋賀県で障害者の就労の問題に「ともに働く」というコンセプトをもって取り組んでいる団体（共同連傘下の団体）の実態調査を始めた。

(3)以上の検討・考察を踏まえて、「社会的企業と公共部門との役割の分担」に関する示唆を引き出す。

4. 研究成果

(1)ヨーロッパのEMESの議論においても韓国の法律の組み立て方においても、社会的企業の活動領域は二つに大別されている。一つは、ハンディキャップあるいは社会の偏見などのために就労が難しい人たちへの就労支援・仕事づくりであり、もう一つは、地域で暮らし続けていくのに必要な福祉サービスや輸送サービスなどのコミュニティサービスの提供である。しかし、イギリスの社会的企業の事例にみられるように、過疎地域や衰退地域などの条件不利地域での暮らしを支えていくための仕事づくりの分野（地域

再生)も含めて、社会的企業の主な活動領域として設定するのが日本の文脈においては妥当であると考えられる。とくに、経済産業省の推進しようとしているコミュニティビジネスはこのような地域再生の分野の社会的企業と重なるところが多いと考えられる。

(2) ヨーロッパの研究者による就労支援分野の社会的企業の分析やまた韓国の社会的企業育成法の立法化に至るプロセスを検討してみても、また滋賀県で障害者の就労に取り組む「社会的事業所」と国レベルでの自立支援法との交錯を見ても、社会的企業は、一方での市民グループによる社会問題への草の根の取り組みと、もう一方での当該問題に関する政府のさまざまな対策・政策との間の矛盾を内包した交錯から生成してくる、あるいはそれは両者の軌轢の空間の中に置かれているものとして捉えるのが妥当であると考えられる。そのインプリケーションは、社会起業家やサードセクター組織が公的部門との関わりもなしに自律的に活動するなかから社会的企業は形成されていくと捉えるアプローチも、あるいはその形成において公的部門が果たす役割を認めるとしても、それをこの事業体の形成を側面から支えることにあると調和的にみる見方も、ともに見直す必要があるのではないかということにある。

(3) ヨーロッパの就労支援分野の社会的企業の研究から見えてくるのは、政府が社会的企業を推進する場合に「雇用の創出」というロジックが強く押し出され、これと「草の根」から起こされていく社会的企業に含まれる市民どうしの連帯のロジックとが軌轢を生みうるという点である。しかし、韓国の検討から明らかとなるのは、政府が社会的企業を後押しするロジックには「福祉から労働へ」というロジックも存在することであり、

それが市民どうしの連帯のロジックと軌轢を生む可能性もあるということである。さらに、このような視点から改めてヨーロッパの経験を見直して見てみると、政府が社会的企業を後押しするロジックには、イギリスの事例から、この他にも「公共サービスの刷新」とでも呼べるロジックがあると考えられる。

(4) 以上のような検討から、政府ならびに市民団体のさまざまなロジックの交わりの中から社会的企業は形成されていくものだとすると、現代の日本では(条件不利地域での)「雇用の創出」というロジックと市民の側からのロジックとの交錯から社会的企業が一定の展開を見せていく可能性が高いのではないかと推測される(上述の経産省によるコミュニティビジネスの推進)。

(5) それゆえ、本研究の企画段階で立てた、公共部門が社会的企業を「応援する」との調和的な想定に立つような「公共部門と市民セクターとの役割分担」という問題の設定よりも、政府の掲げるロジックと市民団体の側の掲げるロジックとの間の衝突が具体的に公共政策にどのような形で現れるのかという問題設定のほうが現状では的確であると考えられる。たとえば、現在すでに行政からのNPOへの委託事業の在り方、協働のあり方などが議論されているが、そのような課題は事実上このような問題設定に立っているものと考えられる。

(6) 以上の考察から、社会的企業を市民社会と政府の両方の側からの多様な「ロジックの束」として見る見方が仮説として導かれるが、このアプローチの妥当性はまだ十分に検証されたものとは言い難い。この仮説の妥当性の検証は今後の課題として残る。と同時に、その仮説の適否に関わらず、市民の側から押し進められる社会的企業と公共政策との間には実際に摩擦があり、その対立点について

具体的に体系的に検討しておくこともまた今後の課題として残る。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 12 件)

- ①藤井敦史「国際的な社会的企業の潮流から考える協同組合の進むべき道」『社会運動』(市民セクター政策機構) 349号, 2009年, 3-13頁(単著論文, 無)
- ②藤井敦史「日韓社会的企業研究交流シンポジウムから見えてきた韓国社会的企業の実像」『社会運動』347号, 2009年, 64-65頁(単著論文, 無)
- ③北島健一「韓国の社会的企業によせて—福祉と雇用の狭間で—」『いのちとくらし』(非営利・協同総研いのちとくらし) 第25号, 2008年, 17-21頁(単著論文, 無)
- ④北島健一「韓国の労働市場と社会的企業」『松山大学論集』第20巻第4号, 2008年, 37-57頁(単著論文, 無)
- ⑤的場信樹「企業形態の進化に関する考察—アソシエーション, 協同組合, 株式会社—」『経済科学通信』No.117, 2008年, 49-56頁(単著論文, 無)
- ⑥藤井敦史「地域密着型中間支援組織の経営基盤に関する一考察—C S神戸を事例として—」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』第10号, 2008年, 61-76頁(単著論文, 無)
- ⑦的場信樹「地域社会における生活協同組合の役割 —ソーシャルキャピタルの視点から—」『生活協同組合研究』第373号, 2007年9頁(単著論文, 無)
- ⑧的場信樹「地域コミュニティの中で生協の果たす役割を考える」『大阪府生活協同組合連合会会報』第261号, 2007年, 10頁
- ⑨藤井敦史「ボランティア・セクターの再編過程と『社会的企業』—イギリスの社会的企業調査をふまえて—」『社会政策研究』第7巻, 2007年, 85-105頁(単著論文, 有)
- ⑩藤井敦史「社会的企業の組織戦略とその基盤—イタリア・トレントを事例として—」『21世紀フォーラム』(政策科学研究所) 105号, 2007年, 50-61頁(単著論文, 無)
- ⑪清水洋行「NPO 研究における社会的企業アプローチの可能性と課題—イギリスとイタリアでの社会的企業調査をふまえて—」『社会政策研究』第7巻, 2007年, 64-84頁(単著論文, 有)
- ⑫藤井敦史「『福祉国家のリストラクチャリング』と社会的企業」『協同組合研究』(日本協同組合学会) 第25巻第1号, 2006年, 6-11頁(単著論文, 無)

[学会発表] (計 4 件)

- ①北島健一「社会的企業に関するヨーロッパの議論から何を学ぶのか」(パネル 日本型社会的企業を考える), 日本NPO学会, 名古屋大学, 2009年3月21日
- ②清水洋行・原田晃樹「イギリスのボランティアセクターと社会的企業—ロンドン貧困地区の現地調査から—」, 日本NPO学会, 名古屋大学, 2009年3月22日
- ③藤井敦史「イタリア・トレントの社会的協同組合における組織戦略とその基盤—運動性と事業性の接合のための条件は何か—」日本社会学会, 関東学院大学, 2007年11月18日
- ④藤井敦史・清水洋行「欧州社会的企業の組織戦略とその基盤—イタリア・トレントの社会的協同組合の事例として—」福祉社会学会, 大阪市立大学, 2006年6月25日

[図書] (計 4 件)

- ①藤井敦史「社会集団と組織 (NPO)」, 三本松正之・杉岡直人・武川正吾編『社会理論と社会システム (MINERVA 社会福祉士養成テキストブック 22)』ミネルヴァ書房, 2009年, (総頁数 16 頁, 単著論文)
- ②原田晃樹・藤井敦史「多様な活動を支える基盤づくり」, 村上和夫・長田佳久・川東田博編『たのしみを解剖する—アミューズメントの基礎理論—』現代書館, 2008年(総頁数 16 頁, 単著論文)
- ③清水洋行 (研究委員長)『非営利団体のコミュニティビジネスとしての配食モデル形成事業 報告書』財団法人生活協同組合総合研究所・発行, 2008年(総頁数 100 頁, 単著論文)
- ④北島健一「連帯経済論の展開方向」, 西川潤編『連帯経済』明石書店, 2007年(総頁数 29 頁, 単著論文)

[産業財産権]

- 出願状況 (計 0 件)
- 取得状況 (計 0 件)

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北島 健一 (KITAJIMA KENICHI)
松山大学・経済学部・教授
研究者番号: 60214798

(2) 研究分担者

的場 信樹 (MATOBA NOBUKI)
佛光大学・社会学部・教授
研究者番号: 20283088

(3)連携研究者

藤井 敦史 (FUJII ATSUSI)

立教大学・コミュニティ福祉学部・准教授

研究者番号： 60292190

清水 洋行 (SIMIZU HIROYUKI)

東京学芸大学・教育学部・准教授

研究者番号： 50282786

川口 清史 (KAWAGUCHI KIYOFUMI)

立命館大学・学長・教授

研究者番号： 40102157